

次期学習指導要領に向けた審議まとめに対する意見書

令和8年10月

全国公立小・中学校女性校長会

はじめに

全国公立小・中学校女性校長会は、全国各地で義務教育を担う校長の立場から、子供一人一人の可能性を伸ばし、誰一人取り残さない学校教育の実現を目指して活動している。本会は、女性管理職の育成のみを目的とする団体ではない。学校教育の充実、教職員の資質向上、男女共同参画の推進、男女を問わず誰もが活躍できる職場づくりを一体として捉え、学校経営の改善に取り組んできた。

審議まとめが示す「深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」という方向性を支持する。以下、教育現場にとって意義が大きい点を踏まえるとともに、その理念を全国の学校で確かな実践へつなぐため、本会役員から寄せられた意見を踏まえ、六点について述べる。

1 多様性の包摂とジェンダーギャップの解消

【審議まとめ該当箇所】第1部 基本的な方向性 第2章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

(1) 多様な子供たちの「深い学び」を確かなものにするための3つの方向性 ③第二の方向性—多様性の包摂

一人一人の個性、特性、背景を踏まえて資質・能力を育成する仕組みを整えるという考え方は、ジェンダーギャップ等の解消に向けても重要である。性別、障害、国籍、家庭環境その他の背景によって可能性が狭められず、それぞれのよさが生かされることを、各学校の教育課程編成の基本に据える方向性は、本会の活動方針とも重なる。

「個に応じた学び」を進める際にも、子供を固定的に分けるのではなく、多様な子供が共に学び、互いの違いやよさに触れる機会を教育課程の基盤に置く必要がある。各学校が、個別の支援と協働的な学びを往還させ、性別等にかかわらず誰もが自らの可能性を発揮できる教育課程を編成できるよう、その基本的な考え方と具体例を学習指導要領等に明確に示していただきたい。

2 「好き」「得意」を育む学びと特別活動を中核とする社会参画

【審議まとめ該当箇所】第1部 基本的な方向性 第2章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

(3) 自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成 ②『好き』を育み、『得意』を伸ばす」に向かう教育課程の充実・改善（特別活動の役割）

【関連資料】教育課程企画特別部会「論点整理」第7章 (6) 子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善

『好き』を育み、『得意』を伸ばす」という方向性は、特別活動だけでなく、各教科等を含む教育課程全体に関わるものである。各教科等で育まれた興味・関心やよさを、探究や学校生活の経験を通して深めることを期待する。特別活動は、引き続きキャリア教育の「要」として、これらの学びを振り返り、自己の生き方や将来につなぐ役割を担う。

また、子供が学級や学校という身近な社会の形成に当事者として参画し、対話や協働を通じて主体的・実践的に社会参画する力を育む教育について、特別活動を中核として見直す方向性は、学校現場にとって意義深い。異なる立場や価値観を尊重し、学級や学校の課題について話し合い、合意を形成し、協働して改善する経験を、各教科等の学びとも関連付けながら発達段階に応じて積み重ねられるよう、具体的な構成を示していただきたい。

本会は、その実践において、性別による固定的な役割分担にとらわれず、誰もが意見表明や意思決定に参画できることを重視する。こうした経験を男女共同参画社会の担い手の育成につなげることは、審議まとめの方向性を踏まえた本会の要望である。

3 学校の教育課程と特別的教育課程との柔軟な接続

【審議まとめ該当箇所】第1部 基本的な方向性 第2章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

(1) ③第二の方向性—多様性の包摂（「複層的な包摂」、教育課程の柔軟性を高める仕組み、特別的教育課程の充実・新設）

不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒を想定し、特別的教育課程を充実・新設する方向性は、「誰一人取り残されない教育」の実現を広げるものであり、大変意義がある。校内外の教育支援センター等での学びを学校の教育課程とつなぎ、子供が学びとの関係を失わない仕組みとなることを期待する。

また、診断の有無にかかわらず、学習上・生活上の困難を抱える子供も通常の学級に多く在籍している。学校単位で編成する教育課程と、個々の児童生徒に応じた特別の教育課程を固定的に分断するのではなく、在籍学級で他の子供と共に学ぶこととのつながりを確保しながら、子供の状態や教育的ニーズに応じて柔軟に組み合わせることができる考え方を明示していただきたい。

特別支援教室等の運営には自治体間の差も大きい。利用時間、対象、人的配置、在籍学級との連携について国が基本的な考え方を示しつつ、子供の実態に応じた柔軟な運用を可能とし、地域差を教育機会の格差にしない支援が必要である。

4 「教科書で教える」授業の実現と教師の学び

【審議まとめ該当箇所】第1部 基本的な方向性 第2章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

(1) ②第一の方向性—深い学びの実装（学習指導要領の構造化、各教科等の目標及び「見方・考え方」の示し方）

【関連資料】教育課程企画特別部会「論点整理」第7章（教科書の重点化・内容の精選）

前回改訂でも、育成を目指す資質・能力を踏まえて授業を構想し、教科書を主たる教材として活用する方向が示されていた。審議まとめが示す学習指導要領の構造化と教科書の重点化・内容の精選は、教育課程企画特別部会の論点整理等で掲げられた「教科書『を』教えるから、教科書『で』教えるへ」という考え方を、学校現場で実現する契機となることを期待する。各教科の目標と「見方・考え方」を分かりやすく示すとともに、調整後の授業時数でも無理なく指導できる教科書の分量や教師用指導資料の在り方を具体化していただきたい。

その実現には、教師が教材を読み解き、子供の姿に応じて授業を構想し、同僚と学び合う時間が欠かせない。調整授業時数制度における「裁量的な時間（研究・研修等枠）」の活用も含め、授業改善につながる組織的な教材研究、校内研修、協働の時間を勤務時間内に計画的に確保することが重要である。その際、学校行事、会議、調査、報告等の総量を見直す必要がある。併せて、良質なデジタル教材や授業動画等を活用・共有できる環境を整え、授業準備の負担軽減と内容の充実を両立させていただきたい。

5 学習評価を子供の学びと指導改善につなげる

【審議まとめ該当箇所】第1部 基本的な方向性 第6章 豊かな学びに繋がる学習評価 (2)「学びに向かう力、人間性等」の評価の在り方 ②「○」の付記に当たっての基本的な考え方（教育課程全体を通じた個人内評価、「思考・判断・表現」への「○」の付記）

現行の「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、何をどのように評価するのかという教師の迷いがあり、挙手回数、提出物、発言量など、外から見えやすい行動に偏る場合があった。「学びに向かう力、人間性等」を評価の対象として位置付けつつ、教育課程全体を通じた個人内評価として児童生徒のよさや成長を肯定的に見取る方向は、学習評価を、評定を付けるための作業から、子供の学びを支え、教師の指導改善につなげる営みへ転換するものとして支持する。

一方、「思考・判断・表現」の観点別評価に「○」を付記する際には、各教科等で示される「見取る姿」や「継続的な発揮」の捉え方について、教科間、学校間、教師間で理解に差が生じるおそれがある。また、「○」を付記するための新たな評価材料集めが行われれば、改革の趣旨が損なわれかねない。特定の行動や一場面だけで判断せず、学習過程を通じて適切に見取るための参考資料、教科ごとの評価事例を示し、教育委員会・管理職・教員が改革の趣旨と運用方法を共有できる機会を設けていただきたい。

本会は、教員の資質・能力の向上には、教員研修体制と教師を取り巻く環境の充実が欠かせないものと捉え、各地区の女性校長に活動の重点として呼びかけている。全面実施に向けて、評価改革の趣旨を損なわない具体的な制度設計と運用方法を明確にし、管理職を含む教員研修と十分な準備期間を確保していただきたい。評価改革が、形式的な評価材料集めや新たな記録作業の増加につながらない配慮も不可欠である。

6 小・中学校の実情に応じた調整授業時数制度の運用

【審議まとめ該当箇所】第1部 第4章 (2) 義務教育段階における「調整授業時数制度」の創設等（基本的な仕組み、裁量的な時間）

【関連資料】文部科学省「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業に係る国としての取組について」

調整授業時数制度は、学校や地域、子供の実態に応じて各教科等の時数を柔軟に調整し、学習支援や探究、教師の研究・研修等に充てられる点で意義が大きい。文部科学省は、研究校の実践を事例集に取りまとめ、令和8年度末を目途に公表する予定を示している。今後、この取組が学校の実情に応じた教育課程編成の参考となることを期待する。

一方、実施上の条件は学校種や指導体制によって異なる。学級担任制を中心とする小学校では、学年ごとの子供の实態に応じた時間の使い方と、専科指導・非常勤講師の授業との調整が必要である。教科担任制の中学校では、教科間の時数配分や担当者間の合意形成、複数学級にまたがる時間割編成が課題となる。両校種とも、教職員が子供の学びと各教科等の指導内容を見通し、制度を学校全体で運用することが重要である。

研究校で今後蓄積される成果を生かしつつ、学級担任制、専科指導、教科担任制など指導体制や学校規模が異なる事例について、時数調整と時間割編成の過程、直面した課題と対応策を継続的に収集・共有していただきたい。教育委員会による相談・助言を充実させ、計画や報告に過度な負担を生じさせず、子供と教師の双方に質の高い学びの時間を生み出せる制度とすることを求める。

六点を実現するために共通して必要な条件

以上の六点を学校現場で実現するためには、理念を示すだけでは十分ではない。今後公表予定の研究校の事例集や既存の授業づくりの資料を生かしつつ、多様な指導体制に応じた教育課程編成例に加え、児童生徒の発言・記述・活動の変化から学びを捉える授業例・評価例を、小・中学校の各教科等にわたり継続的に共有していただきたい。

併せて、管理職を含む教員研修を充実させ、専門的知見をもつ方々が学校を訪問し、教職員と共に課題を検討するなど、教育委員会による伴走支援体制を整えていただきたい。教員定数、専門職・支援員、ICT・教材・学習環境の整備を一体的に進め、学校の裁量を学校の自己責任とせず、教育機会の格差を生じさせない人的・財政的措置が不可欠である。

具体的な要望

1 多様性の包摂と男女共同参画

各学校が、個性、特性、背景を踏まえた学びを保障し、性別等にかかわらず誰もが可能性を発揮して意思決定に参画できる教育課程を編成できるよう、その基本的な考え方を学習指導要領等に明確に位置付けること。

2 特別活動を中核とする主体的・実践的な社会参画

学級や学校の形成に子供が当事者として参画し、対話、合意形成、役割分担、協働を通じて課題を改善する経験を、特別活動を中核として系統的に保障すること。その際、性別等にかかわらず誰もが意思決定に参画できるようにし、男女共同参画社会の担い手の育成につなげること。

3 学校の教育課程と特別の教育課程との柔軟な接続

学校単位で編成する教育課程と、個々の児童生徒に応じた特別の教育課程を固定的に分断せず、在籍学級での学びとのつながりを確保しながら、子供の状態や教育的ニーズに応じて柔軟に組み合わせる考え方を示すこと。自治体間の支援格差を縮小すること。

4 教材研究と研修時間の保障

調整授業時数制度の「裁量的な時間（研究・研修等枠）」の活用も含め、授業改善につながる組織的な教材研究、研修、協働の時間を勤務時間内に計画的に確保できるよう、運用例の提示と条件整備を進めること。

5 評価改革の具体化

「○」付記の着眼点、個人内評価の記録方法及び教科ごとの具体例を示し、形式的な評価材料集めや記録作業の増加を招かない制度設計、管理職を含む研修及び十分な準備期間を確保すること。

6 小・中学校の実情に応じた調整授業時数制度の運用

研究校の事例集の公表に当たり、学級担任制、専科指導、教科担任制などの指導体制や学校規模に応じた時数調整・時間割編成の過程と課題を継続的に共有し、教育委員会の支援と手続の簡素化を図ること。

7 改革を支える条件整備

30人学級の実現に向けた計画的な教職員定数の改善、専門職・支援員、ICT・教材の整備を進めること。全国の多様な実践事例の共有、管理職を含む研修、専門人材による伴走支援に加え、勤務環境と処遇の改善を通じ、教職が魅力ある仕事として選ばれる環境を整え、教育の質を高めること。

おわりに

誰一人取り残さない教育を理念にとどめず、全ての学校で実現できる次期学習指導要領となることを期待する。その実現に向け、本会は会員相互の学び合いをさらに充実させ、学校教育と学校経営の改善に取り組んでいく。